

CSR 報告書から見る民間企業の生物多様性保全活動の動向

田中 章 研究室

1131230 水草 弘貴

1. 研究の背景と目的

生物多様性基本法(2008)では、国だけでなく、事業者にも生物多様性の保全の責務が盛り込まれた。現在では、企業による生物多様性保全活動が散見されるようになった。

一方で、生物多様性の消失に対する影響緩和の手段として、生物多様性オフセットの可能性は極めて高いと示している(田中, 1995)。生物多様性オフセットとは、開発事業団による影響が回避しても最小化しても尚残る影響を他の場所で同様の自然を復元・創造・増強することで代償する仕組みである。(田中、大田黒, 2010)。

宮崎(2014)では、今後必要なのは、企業の社会貢献としての生物多様性保全活動が生物多様性に対してプラスの影響を与えることである、と指摘されている。また、足立(2013)によると、企業活動が生物多様性に与える影響を最小限にしようとするだけでは、マイナスの影響をプラスマイナスゼロに近づける活動でしかない、と指摘されている。

本研究では日本国内に拠点を構える企業に幅広い視点から着目し、企業の生物多様性保全活動の現状を明らかにする。特に、プラスの影響に着目し、企業の生物多様性保全措置の現状を整理する。また、プラスの影響を生物多様性オフセットの観点から回避・低減や代償措置などに関連した企業の生物多様性保全措置を調査及び分析することで企業の生物多様性保全活動の動向を明らかにする。

2. 研究方法と期間

企業の環境方針・生物多様性方針・具体的取組に関する調査及び分析を行った。調査対象は、日本標準産業分類による、農業・林業と漁業を合わせた農林水産業界、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業の以上 11 業界とした。また、これらの分類で業界単位の現状を比較するためには、企業規模がある程度同じレベルの企業を比較しなければならない。そこで、上記の 11 業界の中で、資本金が上位の各 10 社を調査対象とすることとした。研究期間は、2014 年 5 月から 2015 年 1 月である。

3. 研究結果

3-1. 環境方針における調査結果と分析

環境方針における第一段階の調査では、まず結論から述べると、調査対象 110 社が各業界の資本金上位 10 社ということもあり、ほとんどの企業が方針を策定していることがわかった。実に、110 社中の 97 社が環境方針を規定しており、これは全体の 88%の割合に相当すると明らかになった。この数値から考えられることは、業界区分に関係なく、国内の企業が全体的に環境問題への関心が高まっているということである。生物多様性に関して何らかの対策や方針が規定されているか否かという議論をする前に、そもそも環境方針が規定されているか否かということを見ることによって、国内企業の広い意味での環境問題への関心度を把握することができた。

また、環境方針では企業の事業活動と直結させた環境方針を規定しているものや、完全に事業活動外のボランティア活動として位置付けている企業など様々であり、環境方針の規定状況だけでその企業の環境保全措置の動向を探ること、生物多様性保全措置や生物多様性オフセットの観点から完全に分析することは非常に難しい。

3-2. 生物多様性方針における調査結果と分析

生物多様性方針からわかる企業の生物多様性保全活動の動向は、各項目で大きく違う結果が出た。各項目というのは、生物多様性方針の有無、回避・低減の概念の有無、代償・ノーネットロスの概念の有無である。生物多様性方針は調査対象の約 2 割しか策定されていなかったが、生物多様性方針を規定している企業は、そこで回避・低減の概念を組み込んでいるものが 9 割以上で、代償・ノーネットロスの概念を組み込んでいるものは 1 社もなかった。全体的にみると、生物多様性方針の有無と代償・ノーネットロスの調査結果は非常に低い割合となり、回避・低減に関する調査の結果は非常に高い割合となった。

つまり、生物多様性方針の中で生物多様性保全活動における最初の障壁は、生物多様性方針を設けるという点であることが読み取れる。環境方針に比べて、生物多様性方針を規定するとなると、一気に該当する企業は少なくなる。この結果は、企業の中で環境方針という大きな方針の他に、生

物多様性に関して指針を規定するということが一つの大きなハードルとなっていると言えるのではないだろうか。また、このハードルをクリアしている企業は次に行った回避・低減の概念を定義しているものが多かったことが明らかになった。つまり、生物多様性方針を規定すれば、その企業の方針に回避・低減の概念も障害なく組み込むことができるということである。

3-3. 具体的取り組みにおける調査結果と分析

直接影響、間接影響、事業外の活動、いずれにおいても約8割以上の企業が生物多様性保全措置を行っていた。また、その中で回避・低減に関する概念も約7割以上の企業が定義していた。そして、代償・ノーネットロス概念は、建設業の直接影響において4社が確認され、建設業と情報通信業の事業外の活動においてそれぞれ2社と3社が確認できた。

4. 結論と考察

まず、生物多様性という広いテーマから、各企業の活動を業界別に見ると、生物多様性に関する指針が割合的に多く見られた業界は、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業の他にも、建設業や不動産業・物品賃貸業などがあり、いずれも土地開発やモノづくりに関連した業界が多く挙げられる。これは、開発やモノの消費が少なく、生態系への影響も少ない運輸業・郵便業、金融業・保険業、宿泊業・飲食サービス業などとは違い、事業内容が生態系へ大きく影響を与えるためであると考えられる。また、生物多様性オフセットの

観点から各企業の活動を業界別にみると回避・低減に関する方針や活動が多いが代償・ノーネットロスに関する方針や活動は非常に少ない。仮に、生物多様性オフセットが日本に導入され、制度化された際に、現状の民間企業の動向では、代償・ノーネットロスの概念と合致するような活動はされていない。田中（2014）では、回避しても最小化してもどうしても残る悪影響については代償ミティゲーションを義務付けることが必要であると指摘されている。つまり、民間企業の生物多様性保全活動においても代償やノーネットロスに関する動きが活発に行われるべきである。

【引用文献】

- 足立直樹（2013）生物多様性と企業の本当の責任。
http://www.midoripress-aeon.net/jp/column/20130826_post_10.html, 2015. 1. 17
- 田中章（1995）ミティゲーション-地域自然環境保全のツール カリフォルニアにおける、林や湿原に囲まれた三日月湖の復元プログラム。BIOCITY, No. 5, p41-50.
- 田中章, 大田黒信介（2010）戦略的な緑地創成を可能にする生物多様性オフセット～諸外国における制度化の現状と日本における展望～都市計画, Vol159, No5, p18-25.
- 田中章（2014）環境アセスメントにおける生物多様性オフセットの論点. 日本環境共生学会第17回（2014年度）学術大会発表論文, p252-259.
- 宮崎正浩, 靱井まり（2010）生物多様性とCSR. 信山社, 東京都, 222pp.

表1 環境方針と生物多様性方針に関する調査結果

項目 業界	環境方針に関する調査				生物多様性方針に関する調査		
	環境方針の有無	生物多様性に関する方針	回避・低減	代償・ノーネットロス	生物多様性方針の有無	回避・低減	代償・ノーネットロス
農林・水産業	50%	20%	100%	0%	0%	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	60%	33%	100%	0%	20%	100%	0%
建設業	100%	30%	100%	33%	40%	100%	0%
製造業	100%	50%	60%	0%	80%	100%	0%
電気・ガス・熱供給・水道業	100%	50%	40%	0%	30%	100%	0%
情報通信業	100%	57%	100%	0%	10%	100%	0%
運輸業、郵便業	70%	10%	100%	0%	0%	—	—
卸売業、小売業	100%	50%	100%	0%	20%	50%	0%
金融業、保険業	100%	0%	—	0%	0%	—	—
不動産業、物品賃貸業	90%	44%	100%	0%	10%	100%	0%
宿泊業、飲食サービス業	100%	0%	—	—	0%	—	—

注1：割合は各調査項目の中での割合である

注2：ハイフンは前項目で調査が終了したものである

出典：各企業（2014）の環境報告書を基に水草が作成